

ベビーシッター派遣事業のご案内

「男女共同参画推進室」では、教職員の皆様の育児と仕事の両立を支援するため、内閣府（公益社団法人全国保育サービス協会に委託）が実施する「ベビーシッター派遣事業」の助成を受けます。ご希望の方にベビーシッター派遣事業利用割引券を交付いたしますので、どうぞご利用ください。

- 対象者** 本学教職員（私学共済加入者）で乳幼児または小学校3年生までの児童（※）の保護者であり、以下のいずれかに該当する方
- ① 配偶者が就労している
 - ② 配偶者の病気入院等によりベビーシッターサービスを利用しなければ就労（職場への復帰を含む）が困難な状況にある場合

（※）身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている児童の場合は、小学6年生まで利用可

- 使用条件**
- ① 割引券は、利用料金が1回につき2,200円以上のサービスを対象とします
 - ② 1日（回）対象児童1人につき2,200円の割引券を1枚、1か月に24枚まで、1年間に280枚まで使用可能です
 - ③ 職場への復帰のためにサービスを利用する場合は、1家庭1日（回）につき1枚、年度内に4枚以内、使用可能です

- ◇ 利用するベビーシッター事業者は、全国保育サービス協会が認定した業者に限られています。割引取扱ベビーシッター事業者や割引対象サービス等、詳細は男女共同参画推進室にご確認ください。
- ◇ 病児・病後保育、当日の申込にも対応できる業者もあります。
- ◇ 平成31年4月1日～令和元年7月31日までの間に、割引券を使用せずにベビーシッターを利用された方でも、指定業者の領収書がありましたら割引額の返還を受けることができます。詳しくは、男女共同参画推進室にお問い合わせください。

《申込方法》

下記「問合せ先」に電話またはメールで申し込んでください。

《問合せ先》

男女共同参画推進室

電話：内線 2910 (TEL：0798-45-3542)

e-mail：gsankaku@mukogawa-u.ac.jp 担当：本間、坂井